

○宮崎大学教育学部附属学校園統括長規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第 28 条の 2 第 5 項の規定に基づき、宮崎大学教育学部附属学校園統括長（以下「附属学校園統括長」という。）の職務、選考等に関し必要な事項を定める。

(職務)

第 2 条 附属学校園統括長は、基本規則第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき、教育学部長（以下「学部長」という。）の監督の下に、教育学部（以下「本学部」という。）の附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校（以下「附属学校園」という。）を統括し、次の各号に掲げる業務を担当するものとする。

- (1) 附属学校園の運営及び改革に係わる業務
- (2) 附属学校園の評価に係わる業務
- (3) 附属学校園間の連絡調整に係わる業務
- (4) 附属学校園の渉外に係わる業務
- (5) その他附属学校園に関する調査・検討に係わる業務

(任期)

第 3 条 附属学校園統括長の任期は、基本規則第 28 条の 2 第 4 項の規定によるものとする。  
2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考方法)

第 4 条 附属学校園統括長候補者は、本学部の専任教授及び教職大学院の専任教授の中から、学部長の推薦により、教授会において選考し、学長に推薦するものとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、附属学校園統括長に関し必要な事項は、教授会の議により決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の附属統括長の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 28 年 9 月 30 日までとし、再任を妨げない。